

通達甲（交. 免本. 安）第11号

平成6年4月28日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

臨時適性検査事務処理要綱の制定について

このたび、別添のとおり、臨時適性検査事務処理要綱（平成6年4月28日通達甲（交. 免本. 安）第11号。）の一部を改正し、平成29年3月12日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

別添

臨時適性検査事務処理要綱

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、臨時適性検査の事務処理について、迅速かつ適正に処理をするための必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

臨時適性検査の事務処理については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第207号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）、運転免許事務処理要綱（平成29年6月1日通達甲（交. 免本. 管1）第5号）等によるほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 臨時適性検査 法第102条第1項から第5項まで及び法第107条の4第1項に定める検査をいう。
- 2 行政処分 公安委員会が行う運転免許（以下「免許」という。）の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転禁止の処分をいう。
- 3 指定警察署長 規則第19条第3項の規定に基づき同条第8項において警視総監が指定する警察署長をいう。
- 4 一定の病気等 法第90条第1項第1号から第2号まで及び第103条第1項第1号から第3号までに規定する病気等をいう。
- 5 警察署長等 警察署長、交通執行課長、交通捜査課長、駐車対策課長、運転免許試験場長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び自動車警ら隊長をいう。
- 6 認定医師等 施行規則第18条の4第1項、第29条の3第2項及び第29条の5第1項に規定する公安委員会が認める医師並びに施行規則第18条の4第2項、第29条の3第3項、同条第5項及び第29条の5第2項に規定する主治の医師（認知症については認知症に関し専門的な知識を有する医師を含む。）をいう。
- 7 心身障害者等 法第90条第1項第1号から第2号まで及び法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかの規定に該当するものをいう。
- 8 認知機能検査 法第97条の2第1項第3号イ、法第101条の4第2項及び法第101条の7第1項に規定する検査をいう。
- 9 基準該当者 認知機能検査結果が、施行規則第29条の3第1項に規定する基準に該当する者をいう。
- 10 運転適性相談 運転免許を現に受けている者（以下「免許保有者」という。）又は運転免許を受けようする者を対象とした運転免許の取得又は継続に係る相談をいう。
- 11 医師からの届出 法第101条の6第1項に規定する医師からの届出をいう。
- 12 医師からの確認 法第101条の6第2項に規定する医師からの確認をいう。
- 13 暫定停止 法第104条の2の3第1項前段の規定による運転免許の効力の停止をいう。

第2章 警察署長等の措置

第4 臨時適性検査該当者発見時の措置

- 1 府中運転免許試験場長、鮫洲運転免許試験場長及び江東運転免許試験場長（以下「運転免許試験場長」という。）並びに指定警察署長及び島部警察署長は、免許の申請若しくは更新の申請を行おうとしている者又は免許保有者（以下「申請者等」という。）が、法第89条第1項、第101条第1項若しくは第101条の2第1項の規定により提出された質問票若しくは法101条の5の規定により提出された報告書又は申請者等の申出により、別表第1の「臨時適性検査該当区分一覧表」（以下「該当区分一覧表」という。）に定める臨時適性検査の対象となる者（以下「臨時適性検査該当者」という。）であるとの疑いが認められるときは、運転適性相談を行い、別記様式第1の「運転適性相談簿」を作成するものとする。
- 2 運転免許試験場長並びに指定警察署長及び島部警察署長は、前1の運転適性相談に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮しつつ迅速かつ的確な対応に努めるものとする。
- 3 運転免許試験場長及び島部警察署長は、運転免許を受けようとする者に係る運転適性相談の結果、運転免許を受けようとする者が臨時適性検査該当者でないと認めるとき又は臨時適性検査該当者であるが、第10の1に掲げる場合に該当しないと認めるときは、別記様式第1の2の「運転適性相談終了書」を作成し、当該運転免許を受けようとする者に交付するものとする。
- 4 運転免許試験場長並びに指定警察署長及び島部警察署長は、免許保有者に係る運転適性相談の結果、一定の病気等に疑いがあると認められた場合又は令第37条の7の規定に該当する場合は、当該免許保有者に診断書の提出を求めるものとする。この場合において、診断書の提出を受けたときは、速やかに別記様式第1の2の2の「臨時適性検査該当者発見（検査）通知書（更新時用）」を作成し、運転免許証更新・講習受講申請書、質問票の写し及び診断書を添付して、運転免許本部長（運転者教育課経由）に送付するものとし、診断書の提出を求めてから3か月を経過しても診断書の提出がないときは、別記様式第1の2の2の裏面の「免許更新時における一定の病気等を有する者等観察票」の取扱い状況並びに具体的な言動及び申告状況欄に提出しない状況を記載の上、運転免許証更新・講習受講申請書及び質問票の写しを添付して運転免許本部長（運転者教育課経由）に送付するものとする。
- 5 警察署長等は、前記1に掲げる場合のほか、臨時適性検査該当者の発見に努めるものとする。
- 6 警察署長等は、前記1及び前4により、明らかに心身障害者等である者を発見した場

合は警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号）別記様式第5の「一般用行政処分書」を、臨時適性検査該当者を発見した場合は別記様式第1の3の「臨時適性検査該当者発見（検査）通知書」及び別記様式第1の4の「一定の病気等を有する者観察票」又は別記様式第2の「身体障害等観察票」を作成し、運転免許本部長（運転者教育課経由）に送付するものとする。

- 7 警察署長等は、口頭、電話又は文書による医師からの届出又は医師からの確認があった場合は、当該医師の本人確認を実施した上で、運転免許本部長（運転者教育課経由）へ電話等により、速やかに連絡するものとする。

第5 臨時適性検査該当者発見（検査）通知書等の審査

警察署長等は、警部補の階級にある警察官を臨時適性検査該当者発見（検査）通知書等臨時適性検査に関する送付書類の審査責任者に指定し、臨時適性検査該当者（検査）通知書等に氏名、生年月日、性別、免許証番号等が正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検させ、必要ある場合は補正させるものとする。

第3章 免許本部長及び運転免許試験場長の措置

第6 臨時適性検査該当者の観察等

- 1 免許本部長は、臨時適性検査該当者発見（検査）通知書により送付された者又は該当区分一覧表に定める臨時適性検査の対象となる疑いが認められる者のうち、心身障害等に該当する疑いのある者については、運転免許本部運転者教育課に出頭を求め、事情聴取の後、一定の病気等を有する者観察票又は身体障害等観察票に基づき、所要の観察を行うものとする。ただし、病状等により出頭することができない者に対しては、電話等による事情聴取を実施して病状等を把握するものとする。
- 2 免許本部長は、臨時適性検査該当者発見（検査）通知書により送付された者又は該当区分一覧表に定める臨時適性検査の対象となる疑いが認められる者のうち、身体に障害を有する者に対して、法第102条第5項に規定する臨時適性検査を行う必要があると認めるときは、運転免許試験場長に移送するものとする。
- 3 前2により移送を受けた運転免許試験場長は、身体に障害を有する者に運転免許試験場内の運転適性検査事務室への出頭を求め、事情聴取の後、身体障害等観察票に基づき、所要の観察を行うものとする。

- 4 免許本部長は、交通事故の発生状況その他の取扱状況から特に必要と認める場合は、前記1の規定にかかわらず、申請者等に対し、施行規則別記様式第18の5の「報告書」により、法第101条の5の規定による報告を求めるものとする。
- 5 免許本部長は、前記1による措置を行った後、必要により前第4の3の運転適性相談終了書を申請者等に交付するものとする。

第7 医師からの届出又は医師からの確認に対する措置

免許本部長は、医師からの届出又は医師からの確認があった場合は、次に掲げる措置をとるものとする。

1 口頭又は電話による医師からの届出があった場合

口頭若しくは電話による医師からの届出があった場合又は警察署長等から口頭若しくは電話による医師からの届出があったことの連絡を受けた場合は、医師であることの確認を実施した上で、別記様式第3の「届出書」の作成を依頼するものとする。この場合において、当該医師が届出書の作成を拒否したときは、届出の内容を別記様式第4の「届出受理書」に記録するものとする。

2 届出書又は他の文書による医師からの届出があった場合

届出書又は他の文書による医師からの届出があった場合は、当該医師の本人確認を行った上で医師からの届出として受理するものとする。

3 道府県居住者に関する医師からの届出を受理した場合

道府県居住者に関する医師からの届出を受理した場合は、別記様式第5の「届出移送通知書」により、速やかにその者の居住地を管轄する公安委員会へ移送するものとする。

4 医師からの届出を受理した後の措置

医師からの届出（道府県公安委員会からの届出移送通知書によるものを含む。）を受理した場合は、臨時適性検査の実施又は診断書の提出命令、暫定停止処分の執行その他の必要な措置を速やかに講ずるものとする。

5 口頭又は電話による医師からの確認があった場合

口頭若しくは電話による医師からの確認があった場合又は警察署長等から口頭若しくは電話による医師からの確認があったことの連絡を受けた場合は、医師であることの確認を実施した上で、別記様式第6の「確認要求書」の作成を依頼するものとする。この場合において、当該医師が確認要求書の作成を拒否したときは、確認の内容を別記様式第7の「確認要求受理書」に記録するものとする。

6 確認要求書又は他の文書による医師からの確認があった場合

確認要求書又は他の文書による医師からの確認があった場合は、当該医師の本人確認を行った上で医師からの確認として受理するものとする。

7 医師からの確認を受理した後の措置

医師からの確認を受理した場合は、医師からの確認に係る者の居住地にかかわらず、別記様式第8の「回答書」を作成し、配達証明郵便により回答するものとする。ただし、配達証明郵便よりも迅速かつ確実に回答することができると認められる場合は、当該医師に回答書を直接交付して回答することができる。

8 ファクシミリによる受理及び回答の禁止

届出書及び確認要求書の受理並びに回答書の送付については、ファクシミリを使用してはならない。

第8 臨時適性検査の通知及び受検等命令

1 免許本部長は、前記第6の1により、法第102条第4項又は第5項に規定する臨時適性検査を行うときは、該当者に対し、臨時適性検査を行う期日、場所その他必要な事項を規則別記様式第15若しくは第15の2の「臨時適性検査通知書」又は規則別記様式第15の3若しくは第15の4の「臨時適性検査通知書（仮運転免許）」により通知するものとする。

2 免許本部長は、基準該当者に対し、法第102条第1項から第3項までの規定により臨時適性検査を行うときは、臨時適性検査を行う期日、場所その他必要な事項を規則別記様式第15の2の2の「臨時適性検査通知書」により通知するものとする。

また、同条同項の規定により診断書の提出命令を行うときは、提出すべき期限の指定その他必要な事項を規則別記様式第15の6の2の「診断書提出命令書」により命じるものとする。

3 免許本部長は、前第7の1、2及び4の医師からの届出があった者に対し、臨時適性検査を行うときは、臨時適性検査を行う期日、場所その他必要な事項を規則別記様式第15の2の「臨時適性検査通知書」により通知するものとする。

また、法第102条第1項から第3項までの規定により診断書の提出命令を行うときは、提出すべき期限の指定その他必要な事項を規則別記様式第15の6の「診断書提出命令書」により医師の診断書の提出命令を行うものとする。

4 免許本部長は、申請者等が病気等にかかっていることを理由として、保留又は停止（暫

定停止を除く。)の処分を行う際に、規則別記様式第15の5の「適性検査受検命令書」により受検命令を、規則別記様式第15の6の「診断書提出命令書」により医師の診断書の提出命令を行うものとする。

第9 臨時適性検査等の実施

- 1 免許本部長が、前第8の1から3までの規定による通知及び前第8の4の規定による受検命令をした者については、別表第2の「臨時適性検査処理要領」により適正に処理を行うものとする。
- 2 視力、色彩識別能力、深視力、聴力及び運動能力に関する臨時適性検査等は、施行規則第23条の規定その他別に定める要領により適正に行うものとする。
- 3 心身障害者等の疑いのある者に係る事案が送付された場合は、認定医師等に診断を受けさせ、又は診断書を提出させるものとする。

第10 行政処分の上申等

1 行政処分の上申

免許本部長及び運転免許試験場長は、次に掲げる場合は、運転免許に関する行政処分事務処理要綱（昭和52年12月1日通達甲（交. 免本. 行）第112号）等により、行政処分の手続を行うものとする。

- (1) 認定医師等から心身障害者等に該当する旨の診断書が提出された場合
- (2) 運転免許試験に合格した者であって、前記第8の1の通知（規則別記様式第15の3又は第15の4による通知を除く。）又は前記第8の2の通知若しくは命令を受けた者である場合
- (3) 前記第8の4の命令に違反した者である場合
- (4) 法第104条の2の3第3項の規定に該当する者である場合
- (5) 法第106条の2第2項の規定に該当する者である場合

2 免許の条件付与等の措置

運転免許試験場長は、行政処分は要しないが、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認める場合は、当該臨時適性検査該当者に対し、免許の条件付与等を行うものとする。

- 3 免許本部長は、医師からの届出（道府県公安委員会からの届出移送通知書によるものを含む。）があった者に対して、臨時適性検査の通知を行った場合又は診断書の提出命

令を行った場合には、暫定停止処分取扱要綱（平成26年5月30日通達甲（交. 免本. 資）第10号）により、暫定停止処分を行うものとする。

第11 臨時適性検査実施結果の回答

免許本部長は、警察署長等から臨時適性検査該当者発見（検査）通知書の送付を受けた事案について臨時適性検査等を実施した結果、当該該当者に対して免許の行政処分を執行した場合において、当該警察署長等から当該結果に関する通知の要求があったときは、別記様式第9の「臨時適性検査実施結果の通知」により、当該警察署長等に検査の結果を通知するものとする。

第4章 その他

第12 道府県警察への移送等

- 1 免許本部長は、警察署長等から通知を受けた臨時適性検査該当者、法第102条第1項から第3項までの規定による臨時適性検査該当者又は医師の届出による臨時適性検査該当者（前記第7の3の規定により、道府県公安委員会への移送をした者を除く。）が道府県に居住していることが判明した場合は、別記様式第10の「臨時適性検査該当者の移送通知書」により、その者の居住地を管轄する道府県警察本部長に関係書類を移送するものとする。
- 2 免許本部長は、道府県警察から臨時適性検査該当事案の移送を受けた場合には、前第6から第11まで（第7を除く。）に準じて措置するものとする。

第13 実施結果報告

免許本部長は、毎月の臨時適性検査の実施結果を取りまとめて公安委員会に報告するものとする。

第14 臨時適性検査の該当者カードの備付け

免許本部長は、別記様式第11の「臨時適性検査該当者カード」を備え付けて検査の処理結果を検査担当者に記録させるとともに、運転者管理業務処理要綱（昭和59年8月20日通達甲（交. 免本. 管）第16号）により運転者管理システムに登録させるものとする。

第15 国際運転免許証等所持者の特例

- 1 前記第4の1及び2、第8の2並びに第10の1の(2)から(5)までは、国際運転免許証等に対しては適用しない。
- 2 前記第9の3の規定は、国際運転免許証等所持者についても準用する。この場合において、「診断を受けさせ診断書を提出させること」とあるのは、「診断を受けさせること」と読み替えるものとする。
- 3 免許本部長は、国際運転免許証等所持者に対して臨時適性検査を行う場合において、該当区分一覧表の臨時適性検査該当区分欄の5の項に該当する者で、自動車等の運転禁止を要せず、条件付与、条件変更又は下位免許付与が必要なものの処理を行うときは、施行規則別記様式第22の3の「措置命令書」を交付するものとする。

別表第 1

臨時適性検査該当区分一覧表

臨時適性検査該当区分			
	適用法条	該当事由	送付書類
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法第 90 条第 1 項第 1 号イ該当の疑い ○ 法第 103 条第 1 項第 1 号イ該当の疑い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統合失調症（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。） 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法第 90 条第 1 項第 1 号ロ該当の疑い ○ 法第 103 条第 1 項第 1 号ロ該当の疑い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。） ○ 再発性の失神（脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。） ○ 無自覚性の低血糖症（人為的に血糖を調節することができるものを除く。） 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法第 90 条第 1 項第 1 号ハ該当の疑い ○ 法第 103 条第 1 項第 1 号ハ該当の疑い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ そううつ病（そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。） ○ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害 ○ その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時適性検査該当者発見(検査)通知書
4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法第 90 条第 1 項第 1 号の 2 該当の疑い ○ 法第 103 条 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の病気等を有する者観察票（5 又は 7 の

	第1項第1号の 2該当の疑い		該当者を除く。)
5	○ 法第103条 第1項第2号該 当の疑い	○ 目が見えないもの ○ 体幹の機能に障害があつて腰をかけているこ とができないもの ○ 四肢の全部を失つたもの又は四肢の用を全廃 したもの ○ その他自動車等の安全な運転に必要な認知又 は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる もの	○ 身体障害 等観察票 (5又は7の 該当者の場 合) ○ その他必 要により認 定資料
6	○ 法第90条第 1項第2号該 当の疑い ○ 法第103条 第1項第3号該 当の疑い	○ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ い剤中毒者	
7	○ 令第37条の 7該当	○ 免許を受けた者から適性検査を受けたい旨の 申出があつた場合において、その申出に理由が あると認められるとき。 ○ 免許を受けた者が違反行為をし、又は自動車 等の運転により交通事故を起こした場合におい て、その者が自動車等の運転について必要な適 性を備えていないおそれがあると認められると き。	

別表第2

臨時適性検査処理要領

臨時適性検査該当者	臨時適性検査実施者	検査結果等	行政処分及 び条件付与 等の措置
1 法第90条第1項第1	※ 東京都公安委員会が	・ 認定医師等か	・ 拒否又

<p>号イ・ロ・ハ又は法第103条第1項第1号イ・ロ・ハに該当する疑いのある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合失調症 ・ てんかん ・ 再発性の失神 ・ 無自覚性の低血糖症 ・ そううつ病 ・ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害 ・ その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気 <p>2 法第90条第1項第1号の2又は法第103条第1項第1号の2に該当する疑いのある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症 <p>3 法第90条第1項第2号又は法第103条第1項第3号に該当する疑いのある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール中毒者等 	<p>認める医師</p>	<p>ら運転を控えるべきであることを旨とする内容の診断書が提出された場合</p>	<p>は取消処分の上申をする。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定医師等から6か月を超えない期間内に運転を控えるべきとはいえない旨を内容とする診断書が提出された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月を超えない期間の保留又は停止処分の上申をする。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定医師等から安全な運転に支障を及ぼすおそれがないことが明らかである旨の診断書が提出された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政処分の上申をしない。 <p>※ 必要により一定期間後に臨時適性検査を実施する。</p>
<p>4 法第103条第1項第2号に該当する疑いのある者</p>	<p>※ 臨時適性検査該当者の身体の状態に応じた条件付与又は条件変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動能力に障害がある者で法第91条の規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取消処分又は停止処分の

	をしても運転に支障が及ぶ場合は、東京都公安委員会が認める医師	によりその者の身体の状態に応じた条件付与又は条件変更をしても運転に支障が及ぶ場合	上申をする。
<p>5 令第37条の7第2項に規定する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人からの適性検査を受けたいとの申出に理由がある場合 違反又は事故を起こした者で運転に必要な適性を備えていない者 	<p>※ 免許本部長（運転者教育課）から運転免許試験場長に移送した場合は、運転免許試験場長が運転免許事務処理要綱第12の1及び2を準用して実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運動能力に障害がある者で法第91条の規定によりその者の身体の状態に応じた条件付与又は条件変更をすることにより運転に支障を及ぼさない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 条件付与、条件変更、下位免許付与を行う。
		<ul style="list-style-type: none"> 視力又は聴力が合格基準に適合しない場合若しくは免許の取消し又は停止を要しないで運動能力が合格基準に適合しない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 再検査に合格するまで運転しない旨を指導する。

運 転 適 性 相 談 簿

所属

取 扱 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分		
取 扱 者	係・氏名	番号	
住 所	電話		
氏名・生年月日	年 月 日生 (歳)		
取 扱 理 由 等	申請・	質問票・報告書「チェック項目」	1・2・3・4・5
聴 取 内 容	-----		

措 置 結 果	1 運転適性相談終了書の発行 (番号)	年 月 日	
	2 臨時適性検査該当者発見 (検査) 通知書の送付	年 月 日	
	3 その他 ()	年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

運 転 適 性 相 談 終 了 書

次の方に対して運転適性相談を実施した結果、運転免許の申請又は運転免許更新の申請に支障がないことを確認しました。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
相 談 終 了 日	年 月 日
相 談 終 了 番 号	
備 考	<input type="checkbox"/> 運転適性相談は終了しました。 <input type="checkbox"/> 今後、診断書の提出が必要となります。 <input type="checkbox"/>
相 談 受 付 窓 口	<p style="text-align: right;">担当</p> <p>電話</p>

※ 今後、 月・年以内に当公安委員会に対し、運転免許の申請又は運転免許更新の申請を行う場合は、本終了書の持参をお願いします。

年 月 日

東京都公安委員会

印

注1 ※印の「月・年」は、該当するものに○印を付けること。

2 該当する□にレ印を付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(表)

通知 () 第 号
年 月 日

運転免許本部長殿

長

臨時適性検査該当者発見（検査）通知書（更新時用）

次のとおり、臨時適性検査が必要であると認められる者を発見（検査）したので通知します。

該 当 者	
氏 名	(男・女)
生 年 月 日	年 月 日 生 歳
住所、免許証番号等は、別添「運転免許証更新・講習受講申請書」のとおり	
該 当 法 条	1 道路交通法第103条第1項第1号・同項第1号の2該当の疑い（一定の病気（統合失調症等）を有する者） 2 道路交通法第103条第1項第3号該当の疑い（アルコール中毒者等） 3 道路交通法第103条第1項第2号該当の疑い（令で定める身体障害者） 4 道路交通法施行令第37条の7該当の疑い（適性検査申出者又は交通違反をし、若しくは交通事故を起こした者で運転に必要な適性を備えていないおそれがある者）
該 当 理 由	1 上記1・2の該当者は裏面のとおり 2 上記3・4の該当者は別紙身体障害等観察票のとおり
検 査 結 果 ・ 措 置 等	

注1 太線枠内に必要な事項を記入すること。

注2 該当法条欄及び該当理由欄は、該当する数字に○印を付けること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

免許更新時における一定の病気等を有する者等観察票

観察者	係	階級	氏名		警電
観察対象者氏名			生年月日	年 月 日 (歳)	
取扱年月日		年 月 日 午前・午後 時 分頃			
取扱所属		試験場・警察署			
端 緒		免許更新の手続に関して			
質 問 票 チェック項目		1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状も含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 (1) 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 (2) 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。			
取扱状況並びに 具体的な言動 及び申告状況					

注 質問票チェック項目欄は、該当する数字に○印を付けること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

通知 () 第 号
年 月 日

運転免許本部長殿

署 (課・隊) 長

臨時適性検査該当者発見 (検査) 通知書

次のとおり、臨時適性検査が必要であると認められる者を発見 (検査) したので通知します。

該 当 者	本籍 (国籍)			
	住 所			
	氏 名	(男・女)	生 年 月 日	年 月 日生 歳
	電 話 番 号		勤 務 先 等	
	免 許 交 付 先	公安委員会	免 許 種 別	
	免 許 証 番 号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日
	免 許 の 条 件			
該 当 法 条	1 道路交通法第90条第1項第1号・同項第1号の2・第103条第1項第1号・同項第1号の2該当の疑い (一定の病気 (統合失調症等) を有する者) 2 道路交通法第90条第1項第2号・第103条第1項第3号該当の疑い (アルコール中毒者等) 3 道路交通法第103条第1項第2号該当の疑い (令で定める身体障害者) 4 道路交通法施行令第37条の7該当の疑い (適性検査申出者又は交通違反・交通事故を起こした者で運転に必要な適性を備えていないおそれがある者)			
該 当 理 由	1 上記1・2の該当者は別紙一定の病気 (統合失調症等) を有する者観察票のとおり 2 上記3・4の該当者は別紙身体障害等観察票のとおり			
検 査 結 果 ・ 措 置 等				

注1 太線枠内に必要な事項を記入すること。
 2 該当法条欄及び該当理由欄は、該当する数字に○印を付けること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

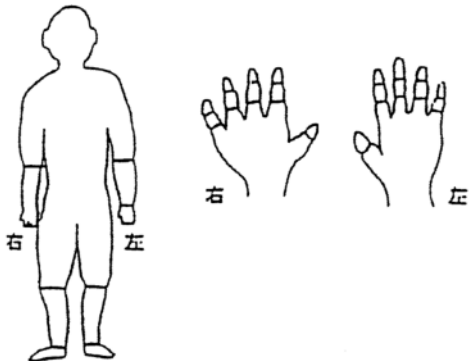
一定の病気（統合失調症等）を有する者観察票

観察者	係	階級	氏名		警電
観察対象者氏名			生年月日	年 月 日 (歳)	
取扱年月日		年 月 日 午前・午後 時 分頃			
取扱場所		東京都			
端 緒	1 特異な事故・違反		2 職務質問		
	3 免許の手續に関して		4 交通相談		
主な観察項目	5 110番等の通報		6 家族・医師等からの通報		
	7 指定教習所・運行管理者からの通報		8 その他 ()		
取扱状況並びに 具体的な言動 及び申告状況	1 幻聴・幻覚がある。		2 妄想がある。		
	3 自殺を口にする。		4 突然気を失う。		
	5 突然居眠りをする。		6 常識では考えられない行動をする。		
	7 自分の名前や住所が言えない。		8 酒浸りの生活をしている。		
	9 薬物を常用している。		10 意識を消失したと思われる事故を起こした。		
	11 その他 ()				

注 端緒欄及び主な観察項目欄は、該当する数字に○印を付けること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2

身体障害等観察票

観察対象者氏名		生年月日	年 月 日
障害の部位		端緒入手年月日	年 月 日
 <p>該当するところに印を付ける。</p>	端 緒		
	障害の原因		
	障害の内容		
	備 考		
本人の申出の場合は、該当するところに○印を付ける。			
観察科目	申 出 の 内 容		
視 力	1 免許条件に眼鏡等の条件がないのに度のある眼鏡を使用している。 2 本人が視力低下を自認し、適性検査を希望している。 3 その他		
聴 力	1 免許条件に補聴器の条件がないのに補聴器を使用している。 2 通常の会話に支障がある。 3 10メートル離れた所から鳴らした自動車等の警音器の音が聞こえない。 4 本人が聴力低下を自認し、適性検査を希望している。 5 その他		
深 視 力	1 本人が深視力低下を自認し、適性検査を希望している。 2 その他		
運 動 能 力	1 本人が四肢又は体幹に障害があることを自認し、適性検査を希望している。 2 その他		
違反又は事故の場合は視力、聴力等の低下により自動車等の運転に支障が生じるおそれがあると認められる理由を記入する。			

観察者	係	階級	氏名
			警電

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第3

届 出 書

年 月 日

東京都公安委員会 殿

届出医師

住 所

医療機関名

氏 名

印

道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生 (歳)	
病 名			
症 状			
参考事項			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第4

届 出 受 理 書

年 月 日

警視庁運転免許本部長 殿

官職
氏名

印

道路交通法第101条の6第1項に基づく届出を受理したので報告する。

受 理 日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分		
受 理 方 法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()		
届 出 医 師	住 所		
	氏 名		
	医療機関名	電 話	()
	確認方法	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	
患 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名	男 ・ 女	
	生年月日	年 月 日 (歳)	
受理内容 (・病名 ・症状)	 		
措 置 状 況			

注 該当する□にレ印を付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第5

届 出 移 送 通 知 書

第 号

年 月 日

公安委員会 殿

東京都公安委員会 印

道路交通法第101条の6第4項の規定により、下記の者について通知する。

住 所	
氏 名	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
理 由	
備 考	

注 医師の届出に係る別記様式第3の「届出書」、別記様式第4の「届出受理書」等の写しを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6

確 認 要 求 書

年 月 日

東京都公安委員会 殿

要求医師

住 所

医療機関名

氏 名

印

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生 (歳)	

(回答書送付先)

医療機関名	
所在地	〒 ー
電話番号	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第7

確認要求受理書

年 月 日

警視庁運転免許本部長 殿

官職
氏名

印

道路交通法第101条の6第2項に基づく確認を求められたので報告する。

受 理 日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分		
受 理 方 法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()		
要 求 医 師	住 所		
	氏 名		
	医療機関名	電話 ()	
	確認方法	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	
患 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名	性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 (歳)	
受 理 内 容			
備 考	年 月 日現在、運転免許を <input type="checkbox"/> 受けている。(種別 有効期限) <input type="checkbox"/> 受けていない。ただし、仮運転免許証の有無については、不明である。		

注 該当する□にレ印を付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

回 答 書

年 月 日

殿

東京都公安委員会 印

道路交通法第101条の6第2項に基づき、下記のとおり回答します。

記

患 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
運転免許の有無	年 月 日現在、運転免許を <input type="checkbox"/> 受けている。 <input type="checkbox"/> 受けていない。ただし、仮運転免許証の有無については、不明である。	

※ この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法（明治40年法律第45号）第134条第1項（秘密漏示）が適用されます。

注 該当する□にレ印を付すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

通知（ ）第 号
年 月 日

署（課・隊）長殿

運転免許本部長

臨時適性検査実施結果の通知

年 月 日付貴署（課・隊）発 号による通知について、その結果は次のとおりであったから通知します。

記

該 当 者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女
結 果	期 日	年 月 日		
	「取消」 適用法条は道路交通法第103条第1項			
	理 由			
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

警察本部長殿

警視庁運転免許本部長

臨時適性検査該当者の移送通知書

みだしのことについては、下記のとおり臨時適性検査該当者が貴管轄内に住所を有する
ものでありますので、関係書類を移送します。

記

本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日 (歳)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第11

臨時適性検査該当者カード

本 部 長	理 事 官	課 長	係 長	主 任	受 理 日	受 番 理 号	— 号
					報 告 者		
氏 名	本 籍			男 ・ 女	病 名		電 話
	住 所				電 話		
生 年 月 日	・ ・ (歳)			免 許	年 月 日 交 付		公 委 号
事 案 概 要				シ ス テ ム	登 録	年 月 日	手 配 番 号
					抹 消	年 月 日	事 案 名 コ ー ド
処 理 結 果							
本 部 長				理 事 官	課 長	係 長	主 任
処 理 年 月 日				結 果		病 名 ・ 移 送 先	
年 月 日							
備 考							

備考 用紙の大きさは、縦16センチメートル、横20センチメートルとする。